



ベリタスパートナーフォースプログラム契約

Veritas Technologies LLC および/またはその子会社 (以下、「ベリタス」といいます) は、ベリタスパートナーフォースプログラム (以下、「VPF」といいます) のメンバーとして許諾されることになる個人、会社または法人であるお客様 (以下、「お客様」といいます) と、本ベリタスパートナーフォースプログラム契約 (以下、「本契約」といいます) を、お客様が本契約のすべての条件を承諾すること、および VPF へのお客様の受入れをベリタスが別途承認することを条件として、締結する用意があります。かかる受入れは、お客様による本契約の署名に先行するか、署名と同時または署名の後になる場合があります。本契約の当事者であるベリタス法人は、お客様の所在地によって次のように定義されます。お客様の所在地が米国、中南米、またはタイの場合、「ベリタス」は Veritas Technologies LLC、カナダの場合、Veritas Canada Ltd.、ヨーロッパ、中東、またはアフリカの場合、Veritas Storage (Ireland) Limited、日本の場合、ベリタステクノロジーズ合同会社、中華人民共和国の場合、Veritas Technologies (Beijing) Co. Ltd.、オーストラリア、ニュージーランド、または太平洋諸島の場合、Veritas (Australia) Pty Ltd.、アジア太平洋地域のその他の国の場合、Veritas Storage (Singapore) Pte. Ltd. を意味します。ベリタスは、本契約で定めるところに従いお客様に通知することにより、本契約に参加するベリタス法人を変更する権利を留保することにご注意ください。

第 1 条 はじめに。本契約条件をよくお読みください。これは、お客様とベリタスとの間で法的効力および強制力を有する契約です。お客様が「同意する」ボタンをクリックするか、その他の方法により同意および了解を電子的に示すか、お客様がお客様ご自身をベリタスパートナーフォースプログラムのメンバーであると表明するか、VPF および本契約に基づく特典を求めるか、それを受けた場合、お客様は本契約条件に同意したことになります。本契約条件に同意しない場合は、「同意しない」または「いいえ」ボタンのクリック、またはその他の方法により拒否を示し、この Web サイトからログオフし、ご自身または所属する会社/組織をベリタスのパートナーであると表明することも、VPF の特典を求めたり、受けたりすることも行わないでください。

プログラムガイドを含め、本契約および適用される補足条件は、VPF におけるお客様のメンバーシップについて規定します。本契約の目的および意図は、お客様とベリタス (以下、それぞれを「当事者」といい、総称して「両当事者」といいます) が、VPF に基づき、かつ、その時点で最新のプログラムガイドおよび適用される補足 (ベリタスにより随時変更される場合があります) の規定に従って、両者の関係を管理し、それぞれの義務を履行する際に適用される条件を定めることにあります。ベリタスパートナーフォースプログラムは、ベリタスの承認に従い、販売ツール、リソース、製品トレーニングの使用を促進すること、ならびに販売委託先への特典および通知、ライセンス供与、および/またはベリタスの企業向けソフトウェア、ハードウェアまたはサービスソリューション (以下、「製品」といいます) の推奨およびサポートを提供することを目指すものです。

第 2 条 **製品再販売の不許可。**本契約は、お客様によるベリタスからの直接注文、および/またはお客様による製品の代理販売もしくは再販売を許可するものではありません。かかる代理販売または再販売はすべて、お客様とベリタスとの間で締結されたか、またはお客様とベリタス認定ディス

トリビュータとの間で締結された、別個のリセラー契約、ディストリビュータ契約、またはその他の商業契約に基づくものとします。(以下、「その他の商業契約」といいます。)

第 3 条 プログラムガイドおよびその他のプログラム補足、財務特典の概要。

a. **プログラムガイドおよびその他のプログラム補足。**「プログラムガイド」とは、ベリタスの公式 Web サイトおよび/またはベリタスのその時点で最新のパートナー Web サイト (「PartnerNet」として知られ、現在、<https://partnernet.veritas.com> またはその後継ポータルで閲覧可能) で、プログラムガイドと指定され、ベリタスパートナーフォースプログラムの要件および特典を説明するその時点で最新の情報を指します。「補足」とは、ベリタスが提供するその他の補足プログラム文書をいい、プログラムガイドまたは本契約を参照します。公開されているプログラムガイドには、VPF の世界共通の条件が記載されています。プログラムガイドおよび/または補足は、ベリタスの裁量により、追加的または相違する、地域別、製品別または業界別のプログラム情報、要件および特典を含む場合があります。これらは、PartnerNet を通じお客様に別途公開されるか、その他の方法により適宜ベリタスからお客様に通知されます。プログラムガイドおよび補足は、ここで参照することにより、本契約に組み込まれます。第 8 条を条件として、補足、プログラムガイドおよび本契約の条件は、これらの文書間の条件に矛盾がある場合、この優先順位で適用されるものとします。

b. **財務特典の概要。**お客様のパートナーシップカテゴリ/レベルに応じて、VPF に基づく特定の財務特典の利用資格が得られる場合があります (それぞれ、「財務特典」または「特典」といいます)。ベリタスは、特定の補足をプログラムガイドおよび/または PartnerNet 上で「財務特典の概要」として指定する場合があります。各財務特典の概要には、特定の特典、それぞれの利用資格条件、および当該特典の世界共通の条件が記載されます。また、財務特典の概要は、追加的または相違する、地域別のプログラム情報、要件、および特典を含む場合があります。これらは PartnerNet を通じ別途公開されるか、その他の方法により適宜ベリタスからお客様に通知されます。特定の財務特典の利用資格があるパートナーとなるためにお客様が満たし、維持する必要がある必要な条件については、財務特典の概要およびその他の補足をご確認ください。

ベリタスは、プログラムガイドおよび/または補足に記載されているとおり、特典の条件を変更または取り消すことができます。特定の特典を何らかの理由で終了する場合、ベリタスは、終了日より前に既に発生している財務特典に対してのみ支払う責任を負うものとします。

第 4 条 PartnerNet。ベリタスパートナーフォースプログラムのメンバーになると、お客様は、PartnerNet またはその後継ポータルにアクセスできます。PartnerNet またはその後継ポータル (およびベリタスが提供する関連パスワードまたはアクセスコード) は秘密情報とみなされ、お客様の顧客を含む第三者による一切の共有またはアクセスが禁止されます。お客様は、お客様が本条に対する準拠を怠ったことから生じる一切の損害について、ベリタスに完全に補償するものとします。

第 5 条 プログラムメンバーシップ、要件、検証および監査。本契約に規定する条件、お客様による VPF への登録および本契約の受入れ、ならびにベリタスによるお客様の VPF への受入れを条件として、ベリタスは、お客様を、ベリタスが適宜お客様に明示するパートナーシップカテゴリおよ

びレベルにおける VPF の非独占的メンバーとして指名します。VPF メンバーとして、お客様は、ベリタスの販売およびマーケティング活動に対する積極的な支援を示し、常時マーケティング関連およびパートナー向けの通知をオプトインする連絡先担当者を 1 人指名し、常時本契約およびお客様のパートナーシップカテゴリ/レベルの条件を満たし、かつ、お客様が VPF に基づいて提供されるプログラム特典を受ける場合、当該プログラム特典の追加的条件に準拠する必要があります。

ベリタスは、お客様がメンバーシップの条件および要件を満たしていることを確認するために、適宜お客様に情報を求める権利を留保します。お客様は、こうしたすべての質問および調査、ならびにベリタスパートナーとしてのお客様の活動に関連するその他のベリタスのコンプライアンス実現の取り組みについてベリタスに協力し、ベリタスを支援し、(a) お客様による本契約の順守、(b) お客様のパートナーシップカテゴリ/レベル、(c) ベリタスパートナーフォースプログラムに関連するお客様の活動（再販売を含みます）、および (d) お客様によって販売されたベリタス製品の顧客による使用を検証することに関連する、合理的に請求されたすべてのアクセスおよび情報をベリタスに提供することに同意します。1 年に 1 度、またはお客様が上記 (a) から (d) のいずれかを順守していないとベリタスが合理的に信じる場合はそれより頻繁に、ベリタスは、5 営業日前に書面で通知することにより、お客様による順守を確認するためにお客様に対する監査を行う場合があります。ベリタスまたは両当事者に合理的に受け入れ可能な独立公認会計事務所のいずれかが、お客様の通常の業務時間内に、お客様の継続中の事業運営の中断を最小限に留めつつ監査を行うものとし、お客様が独立公認会計事務所に締結を求める場合があるいかなる秘密保持契約も、監査結果をベリタスに開示することを妨げないものとし、ベリタスは監査費用を負担します。ただし、監査によりお客様が本契約の条件に違反したことが発見された場合、お客様は妥当な監査費用を支払うものとし、監査はすべて、お客様の合理的な安全保障方針および手続きに従って行われます。

第 6 条 顧客データのデータプライバシー。「顧客データ」とは、お客様が VPF メンバーである期間中提供される場合がある、ベリタスの既存または潜在的な顧客についての個人に関するか個人を特定するあらゆる個人情報をいい（かかる情報が当該顧客の従業員、請負業者および/または代表者に関するか否かを問いません）、氏名、電話番号、電子メールアドレス、財務情報、注文情報その他の個人情報を含みますが、これらに限定されません。顧客データは、(a) お客様によってベリタスに提供される場合がある顧客データ、または (b) ベリタスによるかベリタスの代理を通じてお客様に提供される場合がある顧客データを含みます。お客様がベリタスに提供する顧客データについて、ベリタスはその顧客データのデータ管理者（以下、「データ管理者」といいます）であり、VPF に基づく特典に対するお客様の利用資格を確認するため、およびベリタスと当該顧客との関係を管理するために使用することができます。この使用には、お客様が合理的な期間内に機会を追求しようとし、あるいは追求できない状況など（ただしこれらに限定されません）、ベリタスとその顧客との関係を維持するために必要あるいは適切であるとベリタスが合理的に判断した場合に当該顧客データを別のベリタスパートナーに開示することが含まれます。ベリタスが特定の商談を実現するためにお客様に顧客データを提供する場合、ベリタスはその顧客データのデータ管理者であり、お客様はデータ処理者です。お客様は、当該の顧客データを当該商談の実現のためにのみ使用することができます。お客様のプログラムメンバーシップに関連するお客様の義務を履行するために厳格に必要とされる場合および範囲



を除き、お客様は、ベリタスの書面による事前の同意を得ずに、ベリタスから受領した顧客データを共有、公開、販売、交換、無料提供、その他いかなる方法においても使用、頒布または開示するか、かかる顧客データを 1 つの国または地域から他の国または地域へ移転してはならないものとします。本契約の下でお客様に提供される個人データに対する処理に、一般データ保護規則 (EU) 2016/679、あるいは欧州経済地域、英国またはスイスにおける個人データおよびプライバシーの処理に関するその他の適用法が適用される場合、お客様はその個人データを <https://www.veritas.com/ja/jp/company/privacy> に示すベリタスのプロバイダ向けデータ処理条件に従って処理するものとします。

お客様は、お客様による顧客データの収集、使用およびベリタスへの開示が本契約に従っており、かつ本契約を順守していること、ならびにお客様が (a) プライバシー、データセキュリティ、および個人データの保護、および (b) 個人データの処理に関して適用されるすべての法律、規則、規制およびその他の法的要件を順守していることを表明し、保証します。お客様はさらに、VPF を通してお客様がベリタスに提供しようとしている情報が帰属する顧客または潜在的顧客に対し、米国内または顧客が所在する国または地域 (欧州経済地域を含みます) よりも法によるデータ保護が薄い場合があるその他の国でお客様がこの情報をベリタス (ベリタスの下請業者およびフルフィルメントパートナーを含みます) と共有しようとしていること、およびその意図された加工および移転について連絡しており、かつ、お客様がかかる加工および移転のために必要なすべての適切な同意を得ていることを表明し、保証します。

お客様は、顧客データが保持、加工、保存、アーカイブされるお客様のすべての施設の物理的統合性および状態を保護するものとします。お客様は、初めにベリタスの書面による事前承諾を得ずに、顧客データに関するお客様のいかなる義務も下請けに出してはならないものとします。

顧客データが何らかの方法で漏洩した場合、お客様は、ベリタスに迅速に通知し、かかる漏洩に関する問い合わせおよび苦情 (顧客、従業員、政府または規制当局その他の第三者から寄せられる問い合わせおよび苦情を含みますが、これらに限定されません) に対応することにおいて、合理的かつ迅速にベリタスを支援し、ベリタスに協力するものとします。

お客様が VPF メンバーである期間中ベリタスに提供した顧客データをお客様が更新することを希望される場合、PartnerNet を通して更新することができます。ご質問がある場合、privacy@veritas.com 宛ての電子メールでベリタスまでご連絡ください。

第 7 条 データの正確性およびお客様のデータのプライバシー。 お客様がベリタスと VPF に基づく関係である期間中ベリタスに提供されたお客様ご自身およびお客様の従業員、請負業者または代表者についてのすべての個人情報 (プログラムの申込中に提供された氏名、電話番号、電子メールアドレス、財務情報その他の個人情報、プログラムへの参加、および/またはプログラム特典の利用や受取りを含みますが、これらに限定されません) は、ベリタスとお客様との関係を実施し、ベリタスパートナーフォースプログラムに基づく各自の約束を履行するために (本契約に基づく通知を実施し、ベリタスの製品、サービスおよびイベントについての情報をお客様に送付するためのポータルアドレスの提供を含みますが、これに限定されません)、ベリタスが保有するものとします。その子会社と合わせた Veritas Technologies LLC は米国に本社を置く世界的組織であり、お客様の情報は、



米国に移転され、全世界のベリタス関連会社、実在のまたは潜在的なディストリビューションパートナーおよびベリタスソリューションの顧客、ならびにベリタスを代理して業務を行うサービスプロバイダと共有されます。かかる個人情報をベリタスに提供することにより、お客様は、かかる移転および加工のために必要なあらゆる適切な同意を得ていることを表明および保証します。明示的に別段に指定されない限り、ベリタスがお客様に提供していただく情報は、ベリタスパートナーフォースプログラムの実施および管理のために必要なものです。

お客様、お客様の従業員、請負業者または代表者が提供する個人情報が最新、正確かつ有効であることを保証することは、お客様の責任となります。正確かつ有効な個人情報を維持することを怠った場合、プログラムおよびプログラムの特典を適切に利用するお客様の能力が妨げられる場合があることを、お知らせいたします。お客様の個人情報を更新されたい場合、お客様は、PartnerNet を通じて更新することができます。お客様のプライバシーに関してご質問がある場合、privacy@veritas.com 宛での電子メールでご連絡ください。お客様が提供するすべての個人情報は、お客様が VPF の有効なメンバーである期間中およびその後において、ベリタスのデータ保持ポリシーに従ってベリタスが保管します。

第 8 条 他の商業契約との相互作用。ベリタスパートナーフォースプログラムのメンバーシップ、要件および特典に関し同様の主題および条件を定めた他の商業契約をお客様がベリタスとの間で締結していない場合に限り、次の a 項から g 項が適用されます。

a. 財産権、商標の使用。ベリタス製品は、当該製品に含まれるか、実施の際にダウンロードされるか発行されるライセンスその他の条件（総称して、適用される「エンドユーザー条件」といいます）を含む関連製品に付随するベリタスの条件を条件として、ベリタスによりエンドユーザーに使用可能とされます。お客様は、(i) エンドユーザー条件または本契約に矛盾する行為、表明または保証を行わないものとし、(ii) ベリタス製品上に記載されるか、製品に関連して使用すべく提供されたその他のものに記載された著作権その他の財産権表示を除去、変更、または不明瞭にすることはしないものとします。本契約に従い、ベリタスはおお客様に対し、本契約の期間中、お客様による製品のマーケティングに関してのみ、かつ/または、お客様による VPF への加入のレベルおよび性質についてのお客様による正確な表明において、次の商号および商標を使用するための非独占的、有期の権利を付与します。すなわち、「ベリタス」、ベリタス製品のためのベリタスロゴ、ベリタスが適宜明示するその他のマーク、お客様の VPF パートナーシップカテゴリ/レベルに適用される VPF 表示およびロゴ（もしあれば）です。お客様は、ベリタスの自由裁量のみにより適宜変更される場合がある、VPF に適用されるすべての商標およびロゴ方針および使用ガイドラインを順守することに同意するものとします。ベリタスのその時点で最新の商標使用ガイドラインについては、<https://www.veritas.com/ja/jp/company/legal/trademark-usage> を参照してください。また、お客様はここに、ベリタスに対し、本契約の期間中、お客様が VPF メンバーまたはベリタスパートナーであることに言及する目的でお客様の商号、商標およびロゴを使用するための非排他的な権利を付与します。

b. 所有権。いずれの当事者も、相手方当事者の商標、ロゴ、著作権、商号または呼称を使用するために対価を支払っておらず、本契約のいかなる定めも、それらにかかる利益を各当事者に与えるものではありません。お客様は、すべてのベリタス製品にかかる著作権その他の財産権の一切をベリタスが所有し、保持することを認め、本契約期間中または本契約終了後のいかなる時点であれ、ベリタスの所有に帰属するか、ベリタスにライセンス供与されている商標、商号、著作権またはロゴにかかる利益の主張も請求も行わず、それらの有効性または執行可能性に悪影響を与えるような行為（ベリタスの製品、商号または商標にかかる財産権を侵害するおそれがあるか、侵害につながるおそれがある行為またはそのような行為の支援を含みますが、これらに限定されません）をなさないことに同意します。お客様は、ベリタスの所有権を保護するために妥当な努力を尽くし、その所有権の保護にあたり無償でベリタスに協力することに同意するものとします。お客様は、ベリタスの財産権の侵害またはそのおそれを知ることとなった場合、直ちにその旨ベリタスに通知することに同意します。

c. 秘密保持。本契約の期間中、両当事者は、営業秘密ならびに秘密性および財産的価値を有する情報（以下、「秘密情報」といいます）を互いに開示する場合があります。秘密情報は、ソフトウェアドキュメンテーション、顧客情報、価格設定、ビジネス手法に関するデータ、知的財産、技術情報、着想、ドキュメンテーション、ノウハウおよびプロセスを含みますが、これらに限定されません。すべての秘密情報は、開示当事者の独占的な財産のままであり、受領当事者は、かかる秘密情報にいかなる利益または権利も有しません。上記第 6 および 7 条を条件として、両当事者は、すべての秘密情報が秘密に保持され、第三者に頒布または開示されず、かつ、他方当事者の書面による明示的な同意を得ずに、本契約に基づく受領者の義務を遂行する以外の目的で受領当事者により利用されないことに同意します。本条は、次の情報または資料には適用されないものとします。すなわち、(i) 受領当事者に開示された時点で合法的に公知であるか、受領当事者に開示された後に公知となったもの、(ii) 開示当事者から受領する前に受領当事者が保有していたか、知っていたもの、(iii) 開示当事者またはその他の者もしくは事業体の財産権その他の権利を侵害しないその他の者により、合法的に受領当事者に開示されたもの、(iv) 受領当事者により独自に開発されたもの、(v) 法により開示が求められるもの（ただし、開示を要求された当事者は、求められる開示の範囲および性質を制限するために、適用法に合致する合理的努力を尽くすことが求められます）。本条の定めは、本契約満了または解除後も存続するものとします。

d. 両当事者の関係。お客様は、「パートナー」または「メンバー」との用語を使用することに拘わらず、お客様が独立請負人であり続け、本契約が両当事者間におけるパートナーシップ、合併事業、代理もしくは提携または共同責任を一切形成しないことを理解します。本契約で明示的に指定しない限り、お客様は、ベリタスを拘束するか、ベリタスを代理してあるいはベリタスの名前で明示的または黙示的な義務や責任を負担または生成する力、権利または権限を有さず、かつ、お客様がこれらを有すると表明しないものとします。

e. 補償。お客様は、ご自身、その従業員、および本契約に関連する代理店の作為・不作為により生じた請求額、賠償責任額および費用（訴訟費用および弁護士費用を含みますが、これらに

限定されません) につきベリタスを補償し、免責し、ベリタスの要請があれば、それらにおいてベリタスを防御するものとします。

f. **責任の制限。**適用を受ける法律により認められる最大限において、また、本契約で定める救済手段がその主たる目的を達することができるかどうかにかかわらず、ベリタスまたはそのライセンサー、リセラー、サプライヤまたは代理店は、(I) 利益の損失、利用の損失、データの損失もしくは破壊、業務上の信用の損失、業務の中断、生産の損失、収益の損失、契約の損失、または予期される省力化や管理および従業員の時間の損失、または (II) 付随的、間接的、特別または結果的損害およびこれらに類する一切の損害および損失について、それが本契約、または本契約に関連するか起因する自身の義務のベリタスによる履行、不完全履行、不履行もしくは履行遅延から直接または間接的に発生したかどうかにかかわらず、たとえベリタスがかかる損害の可能性を知っていた場合であっても、お客様またはその他の者に対して本契約その他に基づいてそれらの責任を一切負わないものとします。適用を受ける法律で制限される場合を除き、本契約に基づくベリタスのお客様に対する損害賠償額は、本契約に基づいてお客様がベリタスに支払った金額または 1,000 米ドルのいずれか高い金額を上限とします。適用を受ける法律により認められる最大限において、ベリタスは、商品性、品質満足性および特定目的適合性に対する保証を含む、ベリタスパートナーフォースプログラムおよびすべてのベリタス製品に関する明示的および黙示的あらゆる保証を否認します。いずれの当事者も、本契約の規定に従う本契約の満了または解除から生じるあらゆる性質の退職金その他の損害賠償または費用について、責任を負わないものとします。本契約のいかなる内容も、過失による死亡や負傷、法律により除外または制限されていないその他の責任に関して、お客様に対するベリタスの責任を除外または制限するものではありません。

g. **その他。**本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意です。本契約は、本契約またはベリタスパートナー行動規範と一致していない、いずれかの当事者の従業員による口頭での約束または発言など、本主題に関する両当事者間の書面および口頭での合意事項および表明の一切に優先します。本契約への変更はすべて、書面で行い、両当事者による署名を必要とします。ベリタスが自己の何らかの権利を行使しなかったか、または行使が遅延した場合でも、書面で明確に権利放棄しない限り、その権利を放棄するものではありません。ベリタスの書面による事前の承認なしに本契約を譲渡することはできません。ベリタスは、その単独の裁量で、本契約を他のベリタス法人(発効日後に創設された法人を含みます)に譲渡することができます。本契約は、法の抵触の規定を適用することなく、それぞれ次の法律に準拠し、これに従って解釈されます。すなわち、(a) お客様の所在地が北米、中南米、またはタイの場合はカリフォルニア州法、(b) お客様の所在地が英国、ヨーロッパ、中東、またはアフリカの場合は英国法、(c) お客様の所在地が日本の場合は日本法、(d) お客様の所在地が中国(香港、マカオおよび台湾を除きます)の場合は中国法、(e) お客様の所在地がオーストラリア、ニュージーランド、または太平洋諸島の場合はオーストラリア、ニューサウスウェールズ州の実体法、(f) お客様の所在地がアジア太平洋の場合はシンガポール法となります。お客様は、本契約の違反はベリタスに対し金銭的損害賠償では不十分な回復不能な損害を与える可能性があり、ベリタスは、自身が利用可能なその他の権利または救済手段を損なうことなく、衡平法上の救済を求める権利を有することに同意します。裁判所により本契約のいずれかの条件が執行不能と判示された

場合、両当事者は、その執行不能の条件を、本来の意図および経済効果ができる限り達成されるような執行可能な条件に差し替えることに合意するものとします。

第9条 法令順守。

a. **一般のおよび輸出についての法令順守。** お客様は、本契約に基づくお客様の行為に関連して適用されるすべての法律、規則および規制を順守するものとします。ベリタス製品には、米国(米国商務省の輸出管理令(「EAR」)、外国資産管理局(「OFAC」)の規制を含みますが、これらに限定されません)、欧州連合、シンガポール、およびその他の政府の輸出規制および貿易制裁法、および該当する法域の輸入規制が適用されます。米国またはその他の該当地域の法に反するベリタス製品の転用は禁止されています。お客様は、かかるすべての該当する輸出規制、経済制裁の法令および規制に準拠することに合意します。お客様は、ベリタス製品を (i) キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地方を含む禁輸対象または制裁対象国あるいは地域へ、(ii) 米国財務省および商務省のリスト(取引禁止対象者リスト(Denied Persons List)、特別指定国民(Specially Designated Nationals)など)、または米国、欧州連合、および該当する法域が発行するその他の当該リストに記載されている当事者へ、(iii) かかる輸出または再輸出が制限あるいは禁止されている国、または輸出承認書またはその他の政府承認が必要な国(かかる承認書または承認を最初に取得しない場合)へ、(iv) 軍事組織または軍事目的を有するその他の組織へ、および化学兵器、生物兵器または核兵器、当該兵器を格納可能なミサイルでの使用を目的として(必要な輸出承認書またはその他の政府承認を最初に取得しない場合)、または(v) 米国またはその他該当する法域のその他すべての輸出または輸入制限、法、または規制に違反して、輸出または再輸出することを禁止されています。物理製品の場合、お客様は、該当する法域において税関目的で指定輸入者、特定の場合においては指定輸出者の役割を果たすものとします。お客様は、ベリタス製品の輸入に関するすべての関税、輸入手数料、およびその他の該当する費用を支払う責任を負うものとします。詳細情報は、<https://www.veritas.com/ja/jp/company/legal/export-compliance> に記載されています。

b. **汚職行為防止法。** お客様(すべての役員、取締役、従業員、代理人およびお客様の支配下にある者を含みます)は、適用されるすべての汚職防止法規制(米国海外不正行為防止法および2010年英国贈収賄防止法を含みますが、これらに限定されません)を順守するとともに、お客様の請負業者、仲介人、下請業者および臨時雇用者に対してこれを順守することを求めるものとします。上記を制限することなく、お客様(すべての役員、取締役、従業員、仲介人、代理人およびお客様の支配下にある者を含みます)は、(i) 非米国政府、政府機関または公的国際組織のために公的資格で働く者(政府が所有または支配する企業の従業員を含みます)、(ii) 政党、党幹部または公職候補者、(iii) 上記いずれかに対する支払いのための仲介人、(iv) ベリタスの実在のまたは潜在的な顧客の役員、取締役、従業員、(v) ベリタスまたはその関連会社の役員、取締役もしくは従業員、または(vi) かかる支払い、提供または移転が、それが行われた国の法律または米国もしくは英国の法律に違反する場合はその他の者もしくは事業体に対して、本契約およびベリタスに関連するその他の事業上の取引に関連して、直接または間接的に、何らかの支払いを行うか受け取るか、その約束をするか、または何らかの価値あるものを提供もしくは移転してはなりません。いかなる者または事業体に対しても、

公的または商業的な賄賂、事業を獲得または保持するか事業を管理するための強要、賄賂報酬その他の不法または不正な手段の承諾または黙諾を目的とする、またはそのような効果があるいかなる支払い、価値あるものの提供または移転もなされないことを、両当事者は意図します。お客様は、本条件の規定を強制するためのベリタスの努力に十分に協力するものとします。かかる協力は、(i) ベリタス要請に基づき、本条件に対する順守についての証明書を、ベリタスのその時点の最新の書式により、お客様の組織の正式代表者による署名を付して提出すること、(ii) お客様の費用負担で、本条に関する調査に関連して合理的な協力をすること、および (iii) ベリタスが適宜要請する場合があるベリタスのデューデリジェンス質問表またはデューデリジェンス要件に関連する記入用紙に迅速に回答および記入することを含みますが、これらに制限されません。

c. 利益相反の禁止、行動規範。お客様は、VPF への加入をもって、お客様が適用される方針、規制または法律（適用される汚職防止法を含みます）に違反する利益相反を有しておらず、かつ、お客様が VPF のメンバーである期間中、かかる利益相反を有しないことを保証および表明します。お客様が VPF のメンバーである期間中、お客様は、その時点で最新のベリタスパートナー行動規範（随時変更され、<https://www.veritas.com/content/dam/Veritas/docs/data-sheets/ds-veritas-global-partner-code-of-conduct1.pdf> で閲覧可能）に準拠し、ベリタスの行動規範よりも規則が緩くない方法で、ご自身の事業を遂行するものとします。

d. トレーニング。ベリタスは、適宜、コンプライアンスを目的とした研修を要求することができ、お客様はその旨通知されます。

第 10 条 発効日、期間、解除。お客様が本契約を承諾することを条件として、本契約の発効日は、VPF へのお客様の受入れをベリタスが承認した日とします。本契約は、本契約の条件に従って別途解除されるまで、有効に継続します。本契約は、お客様が「同意する」もしくは「はい」のボタンをクリックするか、その他同意を電子的に示した日、またはお客様がお客様ご自身をベリタスパートナーフォースプログラムメンバーのメンバーであると表示した日、あるいはお客様が VPF および本契約に基づく何らかの特典を請求した日のいずれか早い日に、お客様により署名されたものとみなされます。ただし、上記に拘わらず、お客様が VPF 特典を受ける権利はベリタスによるお客様の VPF への受入れを明示的に条件とすることを、両当事者は了解します。プログラムにおけるお客様のメンバーシップは、お客様が VPF ガイドおよびそれに基づくすべての要件を含む本契約のすべての条件を継続的に順守していることを要求します。いずれの当事者も、書面で通知することにより、本契約を随時理由なく解除する権利を有します。各当事者は、本契約を解除する場合、30 日前までに相手方当事者に通知すべく商業的に合理的な努力を尽くします。かかる 30 日前の通知条件にも拘わらず、お客様が第 5、6、7、8 または 9 条を順守しなかった場合、ベリタスは本契約を解除することができ、この場合、通知は受領をもって効力を生じます。また、ベリタスは、(i) お客様またはお客様の資産に対して管財人が選任された場合、(ii) お客様が債務超過となるか、お客様の負債をその支払い期限に支払うことができない場合、(iii) お客様が債権者の利益のための譲渡を行った場合、または (iv) お客様が破産、債務超過または債務者救済のための法律に基づく手続きの対象となった

場合、本契約は、ベリタスの裁量により、ベリタスによる通知または行為なく解除されたものとみなすことができます。第 6、7、8 または 9 条の規定は、本契約の満了または解除後も存続します。

第 11 条 プログラムの変更。ベリタスは、その条件、要件または特典を含めて、VPF (プログラムガイドを含みます) の全部または一部を変更または終了する権利を留保します。かかる変更はすべて、お客様に対する通知をもって、またはベリタスが指定する日時をもって発効するものとします。ただし、ベリタスが VPF および/またはプログラムガイドに対する重要な変更を行う場合は 30 日前にお客様に通知すべく商業的に合理的な努力を尽くすことを条件とします。お客様が変更または修正に同意されない場合、お客様は、適用される契約条件に従って本契約 (およびお客様による VPF への加入) を解除することができます。

第 12 条 通知。本契約において、お客様による通知は書面で行うものとし、第 1 種郵便、配達証明郵便で送信し、法務部長 (Veritas Technologies LLC, 2625 Augustine Drive, Santa Clara, CA 95054, USA) が実際に受け取った時点またはベリタスが書面により通知した住所に実際に届いた時点または送付後 10 日のどちらか早いほうに受領したとみなされます。プログラムガイドに対する変更を含めて、本契約に基づいてベリタスが提示する通知はすべて、郵便、電子メール、ファックスまたはベリタスのパートナー Web サイト (現在は PartnerNet) 上で公開されます。